

議員提案第65号

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高等学校への私学助成の増額、拡充を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成25年9月30日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

遠藤 哲
本 良 雄
金 子 孝
古 泉 幸 一
高 橋 三 義
内 山 則 男
五十嵐 完 二
小 山 哲 夫
加 藤 大 弥
細 野 弘 康
吉 田 孝 志
皆 川 英 二
小 山 進
水 澤 仁

学費と教育条件の公私間格差是正に向け、私立高等学校への
私学助成の増額、拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神、独自の教育理念に基づいて教育を進める公教育機関として認可され、地域の子供たちの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的にも重要な役割を担ってきました。

平成 22 年度から公立の無償化とともに私学への就学支援金制度が実施され、県独自の学費軽減制度と相まって、保護者の学費負担はこれまで以上に軽減されました。この施策によって学費の長期滞納者や経済的理由での退学者は以前より減少し、その政策効果があらわれています。

しかしながら、新潟県内私立高校においては国、県の学費軽減措置後も初年度納付金で約 17 万円から 40 万円の負担が残されており、学費軽減制度のさらなる拡充が求められています。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2 分の 1 以内」に限定されてきたために、私立高校は教育条件を整備する上で、さまざまな困難を抱えてきました。専任教員数は公立の配置基準に当てはめると約 2 割少なく、教員の過密な勤務状態を引き起こしています。専任教員の増員など教育条件を改善するため、経常費助成の増額、拡充が求められます。

平成 24 年 9 月、日本政府は経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第 13 条 2 項 (b) 及び (c) 「中等教育、高等教育への漸進的無償教育の導入」条項の批准留保を撤回しました。これは高等学校及び大学の無償化を国を挙げて進めることを、世界に向けて宣言したことにはほかなりません。

よって国及び県におかれては、私学の振興と私立高校生の修学上の学費負担を軽減する立場から下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 国の私立高校等就学支援金制度並びに県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 1 私立高校への経常費助成を増額、拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 9 月 30 日

新潟市議会議長
志田 常佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
新潟県知事

} あて